

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3の県道松本環状高家線の項を次のように改める。

県道松本環状高家線	一般国道19号との交差点から県道大野田梓橋停車場線との交差点(松本市梓川倭578番8地先)まで
	県道大野田梓橋停車場線との交差点(安曇野市豊科高家5221番3地先)から松本市道8730号線との交差点まで

別表第3の県道安曇野インター堀金線の項中「から」を「(安曇野市豊科田沢5137番3地先)から」に改め、同表の県道西伊那線の項の次に次のように加える。

県道大野田梓橋停車場線	県道松本環状高家線との交差点(安曇野市豊科高家5221番3地先)から県道梓橋田沢停車場線との交差点まで
-------------	---

別表第3の県道柏矢町田沢停車場線の項の次に次のように加える。

県道梓橋田沢停車場線	県道大野田梓橋停車場線との交差点から一般国道147号との交差点(安曇野市豊科1766番2地先)まで
	一般国道147号との交差点(安曇野市豊科1447番6地先)から県道安曇野インター堀金線との交差点(安曇野市豊科南穂高111番24地先)まで

別表第3の松本市道7680号線の項の次に次のように加える。

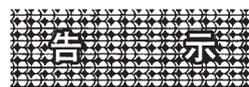
松本市道8730号線	一般国道19号との交差点から県道松本環状高家線との交差点まで
------------	--------------------------------

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に県道梓橋田沢停車場線(一般国道147号との交差点(安曇野市豊科1447番6地先)から県道安曇野インター堀金線との交差点(安曇野市豊科南穂高111番24地先)までの区間に限る。)を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第126号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
東御市民病院	東御市鞍掛198	平成34年3月31日

医療推進課

長野県告示第127号

平成29年長野県告示第146号により土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の指定をした要措置区域(同条第4項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。)の一部について、同条第4項の規定によりその指定を解除します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 指定を解除する要措置区域

別図に示す区域(別図は省略し、長野県環境部水大気環境課及び長野県諏訪地域振興局環境課に備え置いて縦覧に供します。)

2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第128号

平成29年長野県告示第147号により土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域(同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の一部について、同条第2項の規定によりその指定を解除します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

別図に示す区域(別図は省略し、長野県環境部水大気環境課及び長野県諏訪地域振興局環境課に備え置いて縦覧に供します。)

2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

シアン化合物
 水銀及びその化合物
 セレン及びその化合物
 鉛及びその化合物
 砒素及びその化合物
 ふっ素及びその化合物
 ほう素及びその化合物

- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - 鉛及びその化合物
 - 砒素及びその化合物
- 4 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
 - 土壤汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第129号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成31年 3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
 - 岡谷市湖畔一丁目97番の一部、97番2の一部、97番の3の一部、104番1の一部、104番3の一部及び109番の一部のうち、別図に示す区域（別図は省略し、長野県環境部水大気環境課及び長野県諏訪地域振興局環境課に備え置いて縦覧に供します。）
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - 砒素及びその化合物
- 3 形質変更時要届出区域に指定される土地の区域のうち、省令第58条第5項第9号に該当する区域（自然由来特例区域）
 - 1の区域と同じ

水大気環境課

長野県告示第130号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により、平成31年4月1日、長野県流域下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を、次のとおり指定します。

平成31年 3月28日

長野県知事 阿部 守一

指 定 店	代表者氏名
株式会社八十二銀行	諏訪、長野南、豊科及び県庁内の各支店

生活排水課

長野県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年 3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
 - 東御市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - 東御都市計画下水道事業 東御市公共下水道
- 3 事業施行期間
 - 昭和60年2月4日から
 - 平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
 - 変更なし
 - (2) 使用の部分
 - 昭和60年長野県告示76号、昭和63年長野県告示594号、平成3年長野県告示163号、平成7年長野県告示144号、平成12年長野県告示19号、平成13年長野県告示502号、平成19年長野県告示72号、平成25年長野県告示173号、平成29年長野県告示157号の事業地のうち、長野県東御市大字和字横堰、字沓形、字山ノ神、字辻田、字大平石、字西山神、字大門田、字宮田、字馬除、字砂川原口、字中井、字日陰、字上砂川原、字堀込、字松ノ木、字涌井戸、字南田、字地藏堂、字中砂川原、字下砂川原、字左口、字原田、字越巻、字日向、字下畦、字山崎及び字上中原の一部並びに大字鞍掛字刺田、字中田、字上平、字七石及び字下原の一部を加え、大字和字中原及び字山根の一部、大字鞍掛字中原及び字原田の一部並びに大字加沢字東原の一部において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年 3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
宮田村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
駒ヶ根都市計画下水道事業 宮田村公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和62年11月20日から
平成38年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第133号

長野県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成15年長野県告示第542号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

第2条第3項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第4項に規定する林業経営者については、第2項の表の(1)の左欄に掲げる場合にあっては、同表の右欄に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。

信州の木活用課

長野県告示第134号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - (1) 木曾郡上松町小川4288（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 木曾郡王滝村1663（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画道路事業 3・2・12号内環状北線
- 3 事業施行期間
平成25年4月1日から
平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県告示第136号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成31年3月19日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
軽井沢町	北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1	北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1 軽井沢町役場 会計課

会計課

長野県諏訪建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

長野県諏訪建設事務所長 丸山 義 廣

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡谷茅野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字豊田字小湯沢2538番の2地先から 諏訪市大字湖南字湯田1580番の6地先まで	旧	7.1~15.3 m	3.3055 km
諏訪市大字豊田字小湯沢2538番の2地先から 諏訪市大字湖南字丸田1180番の1地先まで		10.4~28.6	2.0108
諏訪市大字豊田字小湯沢2538番の2地先から 諏訪市大字湖南字湯田1580番の6地先まで	新	7.1~15.3	3.3055
諏訪市大字豊田字小湯沢2538番の2地先から 諏訪市大字湖南字城下1332番の4地先まで		10.4~28.6	2.4688

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した旨、国土交通省中部地方整備局長から通知がありました。

その関係図面は、告示の日から平成31年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

長野県伊那建設事務所長 高橋 智 嗣

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 153号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡飯島町田切2627番の3地先から 上伊那郡飯島町田切1212番の385地先まで	旧	12.9~74.2 m	0.9840 km
同 上	新	12.9~62.6	0.9840

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した旨、国土交通省関東地方整備局長から通知がありました。

その関係図面は、告示の日から平成31年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 158号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市波田字扇子田66番の59地先から 松本市大字島立5017番地先まで	旧	21.6~325.2 m	4.6170 km
同 上	新	24.5~327.3	4.6170

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

長野県安曇野建設事務所長 飯森 正 敏

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中堀一日市場停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市三郷明盛4812番の2地先から 安曇野市三郷明盛4778番地先まで	旧	7.1~7.4 m	0.0508 km
同 上	新	9.0~9.4	0.0508

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

長野県諏訪建設事務所長 丸山義廣

- 1 路線名 岡谷茅野線
- 2 供用を開始する区間
諏訪市大字湖南字丸田1180番の1地先から
諏訪市大字湖南字城下1332番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成31年3月28日

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

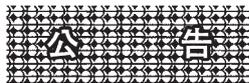
その関係図面は、告示の日から平成31年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月28日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

- 1 路線名 中堀一日市場停車場線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市三郷明盛4812番の2地先から
安曇野市三郷明盛4778番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成31年3月28日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県広報誌配布業務
 - (2) 役務の特質
長野県広報誌の県内全世帯への配布(年2回)(詳細は、入札説明書及び仕様書によります。)
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成32年3月31日まで

(4) 入札方法

広報誌1部当たりの配布金額について行います。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(単価)に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物品の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の別表第1のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去に同種類かつ同規模の事業を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 別に定める「配布計画書作成要領」に基づいて作成された配布計画書を提出し、その内容が仕様書に定める条件を満たすものと認められた者であること。
- (7) 災害緊急時にも広報誌の配布を優先した体制を確保することができる者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

平成31年4月2日以降、随時申請を受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026(235)7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画振興部広報県民課